



誰にでもできる 選挙運動

選挙というと、なんでもかんでも選挙違反になるのではないかと恐れてしまい、「自分の支持する候補者を当選させたい。そのために何か役に立つことをしたい」と思いながらも、どんなことをしたらよいのかわからないという人が少なくありません。そこで、選挙にはいろいろと規制はありますが、これだけは誰にでもでき、また「選挙違反にはならない」というものを挙げてみました。

個々の力はたいしたことはないと思っても、実はこの一人ひとりの言動が全般の情勢を左右する世論をつくり、一票一票を積み上げる結果となり、自分の支持する候補者を当選させ、その人を通して立派な政治を行なわせることができるのです。

選挙前

選挙の告示前は「投票を頼む」というような選挙運動は一切できませんが、次のようなことは自由にできます。

【1】 特定の人を政治的、文化的な活動を援助するための後援会をつくることは、どのような法律にもふれませんが、積極的に後援会をつくり、加入しましょう。また、後援会への加入を友人や知人、近所や会社の人たちにすすめましょう。

【2】 各選挙区の立候補予定者の政治活動に関し個人が寄付をするのは、金銭、有価証券によるものを除けば自由です(選挙運動に関する寄付については、このような制限はありません)。また、後援会に対する個人の寄付は、基本的に自由です。

なお、会社、団体等は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、一切、政治活動に関する寄付ができません。

(注) いずれの場合も、政治資金規正法による寄付額等の制限があります。

【3】 各選挙区の立候補予定者といろいろ話し合いをするのは自由です。立候補予定者を呼んで話を聞きましょう。



【4】 各選挙区の立候補予定者を推せんすることは、個人でも団体でも自由です。自分の所属する団体に相談して推せんしましょう。

(注) 団体で推せん会を開く場合は、あらかじめ特定の人を決めて否応なしに賛成させるような仕方はいけません。

【5】 推せんした理由やその人の経歴などを、報道・評論の範囲内で団体の機関紙誌などにのせ、通常の方法で配布することは差し支えありません。

各選挙区の立候補予定者の政見や抱負を徹底させましょう。

【6】 各種団体が、各選挙区選挙の立候補予定者の政見や議会報告等を聞くために、集会を開くことも自由です。



選挙期間中

立候補の届出を済ますと、次のようなことが自由にできます。積極的に運動しましょう。

【1】 街頭や電車のなかで友人や知人に会ったとき「〇〇さんをお願いします」と積極的に投票を依頼しましょう。

【2】 自宅や店、会社を訪ねて来た人に「〇〇さんをお願いします」と投票や応援を依頼しましょう。

【3】 電話で友人や知人に「〇〇さんをお願いします」と投票を頼みましょう。相手の忙しい時間や早朝、深夜などの時間帯を避け、積極的に電話しましょう。相手の人にも他の人に対して電話をしてもらうように依頼すれば、より大きな効果となります。



【4】 選挙と関係のない自治会、町内会、校友会、同窓会、社員会などの会合に出て、司会者の承諾を得て自分の支持する候補者や党のために投票や応援を頼みましょう。

【5】 職場や町内、団地などで有志とともに座談会などを主催することは自由です。要望などの意見交換をしたり、自分の支持する候補者のために挨拶するなど、地域住民と候補者を密着させましょう。

【6】 職場の責任者の承諾を得て、休憩時間中たまたまそこに居合わせた人に、自分の支持する候補者や党を紹介し、おおいにPRしましょう。



【7】 政党演説会や自分が支持する候補者の個人演説会、街頭演説などの会場で友人や家族を誘って聞きに行き、拍手や声援をおくりましょう。

【8】 自分の支持する候補者の演説会などで弁士となって候補者の応援をしましょう。

【9】 選挙事務所に行って、選挙運動用ハガキに推薦人や差出人として自分の名前を貸したり、友人や知人の名簿を提供しましょう。

【10】 街で自分の支持する候補者に出会ったり、選挙運動用自動車が通ったら、手を振ったり、声を掛けたりして励ましましょう。

【11】 支持政党のバッジや、後援会のバッジ、ワッペン類を胸に付けて歩くことは自由です。

【12】 テレビ、ラジオの政見放送や、党代表が出るテレビ討論などは、新聞などで事前に知ることができます。

【13】 選挙運動用ポスター（選管の証紙・検印済）を貼ったり、選挙運動用ビラ（選管の証紙が必要）を街頭演説の場所で配ったり、演説会場内で配るなどして応援しましょう。

（注） 散布（ばらまき）をしたり、個別訪問して配布してはいけません。

【14】 告示日以降は、電話作戦と同じように SNS を活用した選挙運動が自由にできます。Facebook、Twitter、LINE、Instagram 等のアプリを使って支援する候補者への投票を積極的に呼び掛けましょう。

してはならない選挙運動とは…



選挙運動は、本当は自由である方がよいのですが、様々な理由から制限されています。その主なものは次のとおりです。十分に注意しましょう。

1. 投票を頼むために各戸を訪問して歩くこと
2. FAX やメールを使って投票を依頼すること
3. 手持ちのハガキ等で友人等に投票を頼むこと
4. 投票をしてもらうために署名を集めること
5. 陣中見舞として酒や飲食物を候補者に贈ること
6. 選挙事務所等で食事等の提供を無償で受けること
7. 電話作戦や出陣式、街頭遊説などの動員に対し、バイト料や旅費日当を支払うこと
8. 選挙運動期間中の後援会入会活動
9. 告示日以前に、電話や SNS で投票を頼むこと
10. インターネットメール及びショートメールを使用して選挙運動を行なうこと など